



前県会議員

木佐木 ただまさ **news**

日本共産党
見解を紹介します

Profile

・1984年山口県出身
・鶴見区馬場在住・神奈川大
学法学部卒・横浜健康友の
会会長・横浜東民商顧問

生保申請同行禁止は根拠なし

奈良県の市議会で起きたこと

今、議員活動の根幹を揺るがすニュースが流れていることをご存知でしょうか？

奈良県香芝（かしば）市で日本共産党の青木恒子市議が市民の方の生活保護申請に同行したところ、香芝市議会の議長が「国民健康保険や生活保護窓口への議員同行は禁じられる」という趣旨の発言があったそうです。これに対し、青木議員は「政治倫理条例の何条にあるのか」と質問したことが「侮辱または名誉毀損にあたる恐れがある」と懲罰の対象にされたとのこと。陳謝分の朗読を拒んだことで8日間の出席停止処分を受ける可能性があったため、青木議員が処分差し止めの仮処分を奈良地裁に求めていたところこの訴えを認める決定がなされたとのことでした。

市民の困難に寄り添う議員活動を阻害するもの

このニュースには目を疑いました。少なくとも2つの点で大きな問題があると考えています。1つは、市民の困難に寄り添う活動を問題視している点です。日本共産党の議員や事務所には様々な方から相談が寄せられますが、いろいろなところで相談に乗ってもらえず最後の最後にすがる思いでいらっしゃる方もいます。今の制度で救える方を、しっかりと制度につなぐこと。今の制度では救いきれない場合も、それを救えるように制度の改善を求めることは議員に課せられた最も大事な責務の一つだと考えています。生活保護が必要な方が、適切に申請できるよう

に同行してそのサポートをすることがなぜ禁じられるのか理解できません。自らこうした経験を持たないからこそ、こんな乱暴な発言につながったのではないのでしょうか。

加えてもう1点、条例のどこに禁止されているのか質問することの何が侮辱または名誉毀損に当たるといえるのかということです。

原稿を書いている時点では、この点の詳細が伝わっていませんが様々な意見の違いを戦わせるのが議会という場のはずです。根拠があるのならばそれを摘示すれば足りるにも関わらず口答えをしたということで懲罰をかそうとしているのであればおよそ議会の体をなしていないのではないのでしょうか？

神奈川県ではこんなことは絶対に許さない

かつて、私が神奈川県議会にいたときも他党派から様々な攻撃が行われたことがありました。議会の品位を守ることは大事なことです。まずいことを覆い隠そうとすることとは違うはずです。一人ひとりが品位を持った行動を取りながら、閉鎖的で権威主義的な議会を透明にしていくことが必要だと実感してきました。

香芝市議会の一連の騒動を他山の石として神奈川県でも活動していきたいと思えます。

日本共産党が発行するニュースをご近所で配布していただけないでしょうか。

100枚程度からOK。事務所までご連絡を、または、県ボランティアセンターにご登録を。→QRコードから。

